

社会福祉法人山際福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山際福祉会定款第21条の規程に基づき、役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員勤務報酬)

第3条 役員報酬は、当面支払わないこととする。

(出張旅費等)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。また、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

2 旅費の支給は、次のとおりとする。

(1) 公共交通機関を利用した場合の旅費は、実費とする。

(2) 私用車を利用した場合の旅費は、1キロメートルあたり40円とし、走行距離に乗じて支払うものとする。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

4 法人業務による出張に伴い宿泊をする場合は、1泊あたり1万円を限度として、宿泊料の実費を支払う。

5 日当は、理事長に対してのみ、一日の出張につき5千円の定額を支払うこととする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 役員等の法人職務証跡は、理事会または監事監査等の記録により、確認するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、報酬支給に関する必要な事項は、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、評議員会議決の日（平成30年3月18日）から施行し、平成29年6月4日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会議決の日（平成30年6月24日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。